

高額介護合算療養費制度 について

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を世帯で合計(*)し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

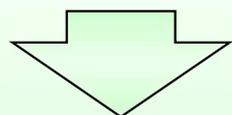
* 高額療養費及び付加給付の支給を受けることができる場合には、その額を除きます。また、入院時の食費負担額や差額ベッド代等は含みません。尚、医療保険・介護保険の自己負担額のいずれか0円である場合は、支給いたしませんので、ご注意ください。

~ このように負担が軽減されます ~

被保険者・被扶養者ともに70歳未満、標準報酬月額(所得区分)が28万円から50万円までの方の場合



例えば、1年間で、
一人が医療保険で53万円、もう一人が介護保険で44万円を支払った場合 (年間の負担の合計が97万円の場合)



この制度を利用すると
年間合計で97万円を支払った後、支給の申請をすると、
基準額(67万円)を超えた金額 (30万円)をお返しします。

基準額は、被保険者・被扶養者の年齢構成や標準報酬月額(所得区分)により異なります。

~ 詳細は次ページをご覧ください。 ~

高額介護合算療養費の支給要件・支給額

健康保険の被保険者とその被扶養者が、毎年8月から翌年7月に支払われた医療保険・介護保険の自己負担額の世帯で合算(*1)し、以下の基準額を超える場合(*2)に、超えた金額を支給いたします。

*1 70歳未満の医療保険の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に21,000円以上ある場合に合算の対象となります。

*2 その超えた金額が501円以上の場合に限ります。

<70～74歳がいる世帯の基準額>

標準報酬月額により基準額が異なります。

被保険者の標準報酬月額が83万円以上の場合	…	212万円
被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合	…	141万円
被保険者の標準報酬月額が28万円以上の場合	…	67万円
被保険者の標準報酬月額が26万円以下の場合	…	56万円
被保険者が低所得 (*3)	…	31万円
被保険者が低所得 (*3)	…	19万円

<70歳未満がいる世帯の基準額>

標準報酬月額により基準額が異なります。

被保険者の標準報酬月額が83万円以上の場合	…	212万円
被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合	…	141万円
被保険者の標準報酬月額が28万円以上の場合	…	67万円
被保険者の標準報酬月額が26万円以下の場合	…	60万円
被保険者が低所得 (*3)	…	34万円
被保険者が低所得 (*3)	…	34万円

*3 低所得者とは、住民税非課税者等の被保険者とその家族を言います。

低所得 とは、住民税非課税、年金収入 80 万円～ 160 万円の被保険者とその家族、

低所得 とは、住民税非課税、年金収入 80 万円以下の被保険者とその家族を言います。

申請手続きについての留意点

まず、介護保険の窓口へ申請手続きをしていただき、介護保険の自己負担額証明書の交付を受け、これを添付して申請していただく必要があります。

介護保険を利用して支払った領収書も必要になります。

前年の8月1日から当年の7月31日までの間に、他の健康保険や国民健康保険などから移られた方については、以前に加入されていた医療保険の窓口への手続きも必要となります。

具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

OKI健康保険組合 適用給付課 嵯峨野まで

直通：03-5443-5437

内線：8-321-52032